

(案)

白河市子ども・子育て計画

白河市子ども・子育て支援事業計画

白河市次世代育成支援行動計画

令和2年3月

白 河 市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

わが国の少子化対策は、世帯人数の減少、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化したことによる様々な課題に直面しており、一日も早い解決が求められています。

このような状況から、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始いたしました。また、平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」において、少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、令和7年度まで10年間のロードマップを示しています。

本市では、平成26年度に第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施してきましたが、同計画が令和元年度を持って終了することから、これまでの成果と課題、市民ニーズを踏まえ、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期白河市子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。あわせて、令和6年度までの有効期限延長等の改正が行われた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定いたします。

子どもは次代を担う希望であり、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくことが重要です。

【国の政策動向】

年	政策の概要	
平成16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定。
17年	子ども・子育て応援プラン（17～21年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定。
	出生率が過去最低	平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録。
18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引き上げ②こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施③育児休業給付率の引き上げ④放課後子ども教室、児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が認定の要件。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。 「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定。
20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%（現行20%）②小学1年～3年生の児童クラブの提供割合を60%（現行19%）という2つの目標を目指し施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定。
22年	子ども・子育てビジョン	少子化社会対策大綱を改定したもので、目指すべき社会への政策として4つの柱、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）と、12の主要施策を設定。
24年	子ども・子育て関連3法の成立	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの。

年	政策の概要	
25年	待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対する支援策を講じるもの。
	少子化危機突破のための緊急対策	①「子育て支援」②「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進するもの。
26年	次世代育成支援対策推進法、母子及び寡婦福祉法の改正	次世代育成支援対策推進法の有効期限の10年延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るもの。
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるためのもの。
28年	仕事・子育て両立支援	従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援するもの。
30年	子育て安心プラン	「待機児童解消加速化プラン」の新たなプランとして「待機児童」解消と「女性就業率M字カーブ」解消を図るもの。
令和元年	子ども・子育て支援新制度	幼児教育・保育の無償化（子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付）を講じるもの。

（2）計画策定の目的

子どもは常に社会の希望であり、未来を作る活力です。我が国が直面している子どもの減少は、本市においても大きな課題のひとつであります。

本計画は、本市の子ども・子育て施策および次世代育成支援対策全般について、今後5年間の具体的な方策をまとめものです。

幼児教育や保育、子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長することができる環境を整備するとともに、安心して子どもを生み、育てることのできるまちづくりを目指して策定します。

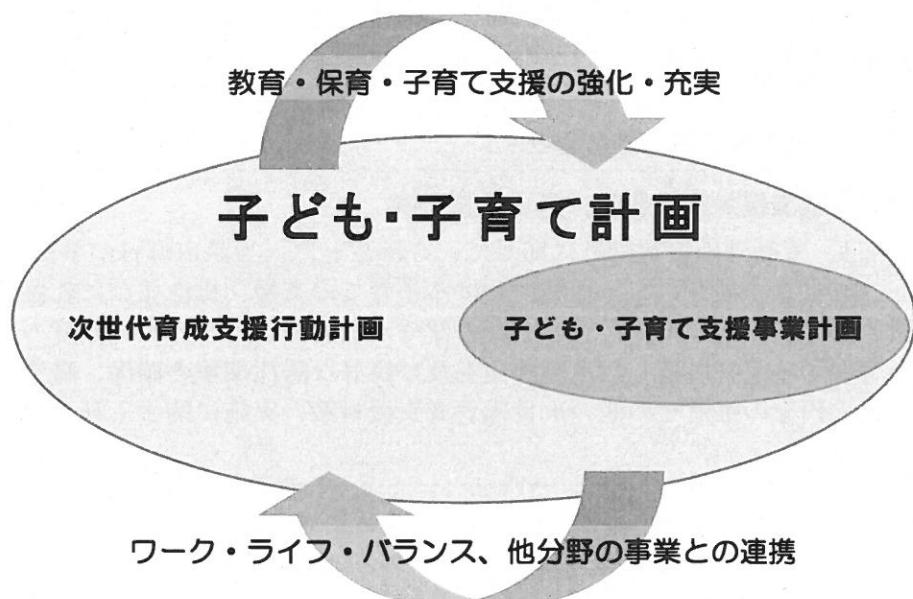
2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、子どもの成長や子育て家庭に対する支援の基本的方向性と就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、保育園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子ども・子育て支援に取り組むための指針となるもので、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画から成ります。

計画策定にあたっては、白河市第2次総合計画で、目指す将来の姿として掲げられた「1 安全・安心でやすらぎのあるまち」、「2 活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」、「3 一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち」という3つの理念との整合性を持つものとして定めます。

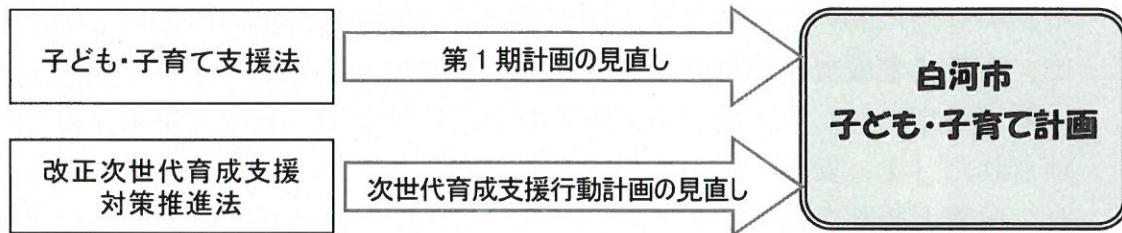
【計画の構成図】



(2) 計画の法的位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」に、「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画となっています。

■本計画の法的根拠



■参考／子ども・子育て支援法

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■参考／次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から概ね18歳までの子どもとその家庭とします。子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

【計画期間】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 2 期次世代育成支援行動計画（前期）					第 2 期次世代育成支援行動計画（後期）				
第 1 期子ども・子育て支援事業計画					第 2 期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と策定の経緯

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「白河市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

また、国のモデル調査票を踏まえつつ、市独自の設問を加えた「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を就学前児童と小学生の保護者を対象に実施し、その結果を計画策定の基礎資料としています。

第2章 子ども・子育てをとりまく現状

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 基本施策

1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

地域における子どもの減少、遊びを通じての仲間同士の交流機会の減少は、子どもの社会性の発達と規範意識の醸成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

地域住民のつながりの希薄化や核家族化の進行等により、母親の子育てについての知識や子育て経験者からのアドバイス機会が不足し、子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えていることが指摘されています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要であり、行政のみならず、NPO、子育てサークル等の市民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、民間事業者等による地域における様々な子育て支援サービスが展開されることが期待されています。

《基本施策》

次代を担う子どもたちが、地域の中で健やかに育つことができるよう、すべての子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

«主な取組・事業»

項目	内 容	区分	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝って欲しい人と手伝つてあげたい人が会員となり、子どもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援します。	継続	こども支援課
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後、引き続き養育支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。	継続	こども支援課
放課後児童健全育成事業	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備及び待機児童の解消に努めます。	継続	こども育成課
病児保育事業	病気や病気の回復期にあり就労などにより保育の必要がある児童を施設で預かれます。	新規	こども育成課
一時預かり保育事業	公立1園私立3園の保育園で一時預かり保育事業を実施しています。 また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば（地域子育て支援拠点事業）でも保護者の私用等に伴う、短時間の一時預かりを行います。	継続	こども育成課 こども支援課
幼稚園預かり保育事業	公立8園、私立5園の全ての幼稚園で、保護者の希望に応じて通常の保育時間外に、引き続き子どもを預かる「預かり保育事業」を実施しています。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。	継続	こども育成課

項目	内 容	区分	担当課等
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行います。	継続	こども支援課
子育て支援・地域活動事業	市内の認可保育園12園は、毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。	継続	こども育成課
家庭児童相談事業	家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭環境などによる様々な問題について相談に応じます。	継続	こども支援課
ホームスタート事業	未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につなげる活動を支援します。	継続	こども支援課
子どもの居場所づくり支援事業	様々な支援を必要とする子どもたちのために、地域での居場所（こども食堂）をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行います。	新規	こども支援課
白河っ子応援事業	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。	継続	こども支援課
白河っ子応援センター「ぽつかぽか」	妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。 また、窓口に専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。	継続	こども支援課

(2) 保育サービスの充実

《現状と課題》

本市の保育園については、公立保育園6園と私立6園、小規模保育園3園、家庭的保育園1園の体制となっています。

平成30年4月に、少子化や核家族化、共働き家庭の増加等を背景に様々な課題が顕在化したことを受け、保育所保育指針が改定されました。

各保育園には、この新しい保育所保育指針に基づき、保育の充実、保護者に対する支援、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速かつ的確な対応が求められています。

※小規模保育園…0～2歳児を対象として、利用定員が6人以上19人以下の少人数の保育を行う施設

※家庭的保育園…0～2歳児を対象として、保育者の居宅など家庭的な環境で保育を行う施設（利用定員は5人以下）

《基本施策》

利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえて一層の保育サービスの充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
通常保育事業	保育指針に基づく適切な保育を提供し、子どもが成長できる環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。	継続	こども育成課 民間事業者等
延長保育事業	労働時間の多様化などによる保護者ニーズに対応するため、延長保育事業を継続していきます。	継続	こども育成課 民間事業者等
障がい児保育事業	障がい児保育指導員が巡回し、障がい児保育に関する調査や指導を行うほか、保護者に対する相談、助言を実施します。	継続	こども育成課 民間事業者等
待機児童の解消	待機児童を解消するため、必要に即した保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。	継続	こども育成課

項目	内 容	区分	担当課等
白河っ子応援センター「ぽつかぼか」【再掲】	<p>妊娠期から子育て期までの必要な情報をお、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。</p> <p>また、窓口に専門職員を配置し、ワンストップで細やかな相談支援を行います。</p>	継続	こども支援課
乳児保育の実施	生後6か月から入園できる乳児保育を継続していきます。	継続	こども育成課 民間事業者等
保育の質の向上	職員が適切に子どもの成長を支援できる研修等を推進していきます。	継続	こども育成課 こども支援課 民間事業者等

(3) 子育て支援ネットワークづくり

《現状と課題》

現代社会においては、核家族化等により地域住民のつながりが希薄になってきており、育児の負担感や孤立感が増しています。このため、地域、企業、行政等が連携し、社会全体で子育て支援を進めていくことが必要です。

《基本施策》

地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
子育て支援のネットワーク	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部所の連携強化を図るとともに、NPO、民間事業者及び様々な地域活動団体と協働し、官民の枠を超えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。	継続	こども支援課 民間事業者等
子育てに関する意識啓発	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	継続	こども支援課

(4) 地域で支える児童の健全育成

《現状と課題》

地域における子どもの減少、遊びを通じての仲間同士の交流機会の減少は、子どもの社会性の発達と規範意識の醸成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

また、少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、関係機関が連携して地域全体で対処することが必要です。

《基本施策》

地域の子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日等において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、保育園、幼稚園、学校、公民館、図書館等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流などを通じた青少年健全育成活動の促進を図ります。

小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保するため、放課後子ども教室推進事業を推進します。

少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、家庭、学校、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
放課後子ども教室推進事業	小学校3校で実施しており、今後も余裕教室等の活用、活動指導員の確保について検討・対応していきます。	継続	こども育成課
家庭児童相談事業【再掲】	家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭環境などによる様々な問題について相談に応じます。	継続	こども支援課
生徒指導に関する学校支援	小中学校全23校で実施しています。校内研修等に市教委指導主事やスクールカウンセラーを活用して支援の充実を図ります。	継続	学校教育課

項目	内 容	区分	担当課等
スクールカウンセラー配置事業	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課
適応指導教室の開催	「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育みます。また、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意欲を踏まえて、学校復帰が図られるようになります。	継続	学校教育課
人権教育の振興	全小・中学校での教育活動全体を通じて人権に関する指導を実施しています。人権擁護委員等、関係機関と連携した指導、啓発を行います。	継続	学校教育課
キッズシアターの開催	創造的情緒豊かな児童育成の一助として、キッズシアター（演劇教室）を開催します。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市青少年育成市民会議への支援	白河市青少年健全育成推進大会を主催するとともに、健全育成協賛金の募金活動やスポーツ活動などを行っている白河市青少年育成市民会議への支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年センター事業	少年補導員による補導活動や育成環境の浄化活動等を行うほか、関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	少年補導員の資質の向上を図るため、研修会を開催するほか、警察署と合同で補導活動を行うことにより、補導技術の修得を図るなどの支援に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課
公民館活動の推進	小学生や親子を対象とした教室を開催し、様々な体験を通して児童の健やかな心身の発達と子育て支援の活動を開します。	継続	中央公民館

項目	内 容	区分	担当課等
歴史民俗資料館活動の推進	<p>歴史民俗資料館は白河地方の通史を詳しく学べる施設を、小峰城歴史館は小峰城の歴史や歴代城主を紹介とともに、特別企画展も開催する施設を目指します。</p> <p>今後も特別企画展や平常展示の資料を定期的に入れ替え、様々な文化財や収蔵資料等の活用、PRを行っていきます。</p>	継続	文化財課
屋内遊具施設の設置	<p>アナビースポーツプラザ内に設置した遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消と子どもの心身の健全育成を図ります。</p> <p>また、中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）内に整備した、木育と知育をコンセプトとした屋内遊び場「わんぱーく」により、子どもたちの体力づくりや体を動かすことの楽しさを実感してもらう機会を創出していきます。</p>	拡充	生涯学習スポーツ課 まちづくり推進課
芸術文化活動の推進	白河文化交流館「コミニネス」を拠点に、芸術文化に関するワークショップやアウトリーチなど、参加体験型の事業を積極的に行い、小さいうちから気軽に芸術文化に触れ親しめる機会の拡充を図ります。	継続	文化振興課
わ~くわく！キッズ☆カルチャースクールの開催	夏休み期間中に子ども達に芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化への関心の涵養とともに、子ども達の感性や創造性を育み、豊かな人間性を醸成します。	継続	文化振興課

(5) 経済的支援の充実

《現状と課題》

家庭が望む理想の子どもの数と、実際の子どもの数には、差異がみられます。主な要因として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられることから、経済的支援策を充実し、子育ての負担感の軽減に努めることが必要です。

《基本施策》

子どもを持ちたいという親の希望を十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
保育料の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの利用料を無償化します。	新規	こども育成課
児童手当の支給	次代を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校終了までの子どもを養育している方に手当を支給します。	継続	こども支援課
こども医療費助成事業	児童の健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成します。	継続	こども支援課
白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業	子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3万円分のクーポン券を0歳児と1歳児に交付し、安心して子育てができる環境を整備します。	新規	こども支援課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給します。	継続	学校教育課
奨学資金貸与事業 入学一時金貸与事業	経済的な理由により修学が困難と認められる生徒・学生に対する奨学資金の貸与と、保護者に対する入学一時金の貸与により経済的支援を行います。	継続	教育総務課

(6) ひとり親家庭への支援

《現状と課題》

離婚の増加等によりひとり親家庭が増えています。特に、母子家庭においては、フルタイム就労が難しいことなどにより、経済的不安が大きくなっています。これを踏まえ、就業支援や医療費助成などの経済的支援策について、総合的な対策を実施していくことが必要です。

《基本施策》

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
ひとり親家庭ジョブサポート事業	ひとり親家庭の親に対して、生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し、就業支援体制を確保します。	新規	こども支援課
児童扶養手当の支給	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	継続	こども支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けます。	継続	こども支援課 福島県
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	継続	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	新規	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業	資格取得のために養成機関で修業中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円（子どもの人数による加算有り）を貸し付けるとともに、修業終了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。	新規	こども支援課

項目	内 容	区分	担当課等
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。	継続	こども支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子どもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成します。	継続	こども支援課

2 子どもを生み育てることに喜びを実感できるまち

(1) 多様な働き方の実現や働き方の見直し

《現状と課題》

社会構造の変化により、雇用条件や雇用環境が多様化しているなか、雇用の形態に関わらず安心して子どもを産み育てることができる社会が求められています。そのため、仕事と生活の両立の推進について、市民や企業への意識啓発・周知等が求められています。

《基本施策》

「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。また、多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
性別役割分担意識の見直し	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
一般事業主行動計画策定の推進	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。	継続	こども支援課 関係各課
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。	継続	関係各課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

《現状と課題》

保育サービス等の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

《基本施策》

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、働き続けられる環境整備の推進に努めます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、機関誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行います。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
家庭生活での男女の相互協力の促進	出前講座のカリキュラムの充実を図り、家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
国、県及び関係団体等との連携	今後も国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について推進します。	継続	関係各課

(3) 次世代の親の育成

《現状と課題》

子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるように、幼少期から、子どもや家庭の大切さを啓蒙していくことが必要です。

《基本施策》

男女が協力して家庭を築くこと、子育ての楽しさや子どもを生み育てるとの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携して取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
家庭における男女平等教育の推進	家庭における男女平等教育の充実を図り、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
学校における男女平等教育の推進	学校の教育活動全体を通じて実施し、自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、今後も指導に力を入れます。	継続	学校教育課
地域における男女平等教育の推進	出前講座等を通して、広く市民に地域における男女平等（男女共同参画）について周知を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課

(4) 雇用の安定の推進

《現状と課題》

若者世代が安心して出産・子育てするためには、経済面の不安を軽減するための雇用の確保が重要です。

このため、年齢や性別による差別をされることなく、能力を発揮しながら充実した職業生活を送ることが出来る環境を整備することが求められています。

《基本施策》

関係機関との連携により、就業機会の拡充や職能訓練を補助して、自立支援を促進すると共に、労働者や事業主、地域住民に向けた差異のない環境の整備、多様な働き方の実現を推進していきます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
性別役割分担意識の見直し 【再掲】	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携 【再掲】	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。	継続	関係各課

(5) 子育て中の保護者・子ども同士の交流の促進

《現状と課題》

生活様式の変化や核家族化の進展により、地域とのつながりが希薄化していることから、子育てを行う保護者や子ども同士が交流する機会が減ってきています。また、こうした現状から育児の孤立化を危惧する声も高まってきています。

《基本施策》

親同士の情報交換や仲間づくりを支援する各種教室を開催するとともに、相談できる場所の提供をします。また親同士が交流する場を運営する団体等に支援をしていきます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
育児支援事業	育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。	継続	こども支援課
子育てサロン推進事業	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	継続	こども支援課

3 安全で快適に子育てができるまち

(1) 良好かつ良質な住宅及び居住環境の確保

《現状と課題》

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け住宅の供給を支援するなどの取組を進めることが必要です。

また、今後の少子高齢化社会においては、ノーマライゼーションの理念に基づいてバリアフリー化を一層推進し、居住環境を改善することが求められています。さらには、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる公園の整備が求められています。

《基本施策》

良好な市街地の整備を推進するとともに、適正な宅地開発の誘導を図り、良好な宅地の供給に努めます。

また、既設市営住宅の改善や維持保全を推進し、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めるとともに、安全で安心して遊ぶことのできるよう、史跡を生かした公園をはじめ、住区基幹公園の整備を推進します。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
市街地の整備	既存の都市基盤を有効に活用しながら、生活者の視点に立った安心で暮らしやすい市街地の整備を推進します。	継続	都市計画課 建築住宅課
宅地開発の誘導	自然環境との調和や景観等に配慮した秩序ある市街地を形成するため、適正な宅地開発の誘導を図ります。	継続	都市計画課 建築住宅課
公営住宅の整備	安全確保や居住性の向上を図る整備を行い、長寿命化を図ることで、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めます。	継続	建築住宅課
人にやさしいまちづくりの推進	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。	継続	関係各課

項目	内 容	区分	担当課等
居住環境の整備	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるほか、住民の合意に基づく建築協定や緑地協定の有効活用を図り、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の創出に努めます。	継続	都市計画課 道路河川課 建築住宅課
史跡を活かした公園の整備	国指定史跡小峰城跡及び南湖公園などを中心に保存管理計画に基づき史跡を適切に保存し、子どもたちが安心して学びながら遊ぶことができる公園として整備を図ります。	継続	文化財課
住区基幹公園の整備	今後、市街化の集積状況を考慮しながら、住区基幹公園等の設置を検討するとともに、大規模開発に対する適切な指導、拠点集落地への公園の配置を図り、住環境の向上を目指します。	継続	都市計画課
緑地の整備	公園のボランティア活動に関しては、多くの市民が集う魅力あふれる公園や緑地施設としての維持管理水準を高めるためにも、既存のボランティア活動に限らず、新たなボランティア活動の発掘と育成に努め、整備を行います。	継続	都市計画課
歴史と自然を活かした魅力ある景観形成	条例や景観計画、景観形成ガイドラインに基づき適切な景観規制誘導を図るとともに、歴史的建造物補助やまちなみ修景補助の有効な活用を促し、良好な景観形成を図ります。	継続	都市計画課 まちづくり推進課

(2) 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくりの整備・推進

《現状と課題》

子育て家庭が安全・安心に外出することができるよう、公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備を進めることができます。

また、今後、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯や留守家庭が増加するなど、街全体の安全防犯体制の確保が不十分になる恐れがあることから、地域の防犯組織の育成と防犯意識の高揚を図る必要があります。さらには、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。

《基本施策》

公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備に努めます。

また、地域防犯組織の育成を図るとともに、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活できるまちづくりを進めます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設建設・改修などにおいて、今後も引き続きバリアフリー化を図ります。	継続	建築住宅課
生活道路の整備	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。	継続	道路河川課
歩行者用道路の整備	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のため整備を継続します。	継続	都市計画課 道路河川課
交通安全施設の整備	交通事故が発生しやすい場所については、道路改良工事等により整備を図ってきます。信号機やカーブミラーなどの設置については、今後とも関係機関と協議を進め実施します。	継続	道路河川課 生活防災課
総合交通規制の充実	地域の実態に即した交通規制について、関係機関と協議を進め実施します。	継続	生活防災課

項目	内 容	区分	担当課等
地域防犯組織の充実	地域の防犯組織の育成・強化を図るとともに、活動を支援します。	継続	生活防災課
防犯意識の啓発	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、広報誌等による普及・啓発に努めます。	継続	生活防災課
街路灯の設置	犯罪を未然に防止し、安全な環境を創出するため、街路等の計画的な設置や適正な管理に努めます。	継続	道路河川課
交通安全意識の啓発	市内小学生による交通安全鼓笛パレードや交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	継続	生活防災課

(3) 子どもを交通事故から守るための活動の推進

《現状と課題》

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

《基本施策》

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
交通安全の推進	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要です。その「気付き」のきっかけ作りとして、各交通安全運動を中心に、啓発活動を継続して実施します。	継続	生活防災課
	今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくります。		学校教育課 こども育成課
職員の指導力の向上等	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。 また、見守り隊、交通安全指導員とともに交通安全に関する指導の機会に参加をします。	継続	学校教育課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開します。	継続	生活防災課 こども育成課
通学路の合同点検事業	通学路の安全確保に向けた取組を行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携し合同で点検する機会を設け、問題点の解決に努めます。	継続	学校教育課 道路河川課 生活防災課

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための仕組みづくりと地域連携の推進

《現状と課題》

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭・学校・地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

《基本施策》

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、少年補導員等と犯罪等に関する情報の共有に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 生活防災課
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と不審者情報等の速やかな情報共有に努めます。	継続	学校教育課 生涯学習スポーツ課 生活防災課
パトロール活動の推進	P T A 等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関と連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施します。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 生活防災課
防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を継続して実施します。	継続	生活防災課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援	子どもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所である「ひなんの家」へのさらなる協力を依頼するとともに、視認性を高めるために古いステッカーの更新に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《現状と課題》

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌等が販売されていることに加え、インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関、学校、家庭、地域が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。

《基本施策》

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、関係機関、学校、家庭、地域の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校それぞれのPTAが、メディアコントロールの推進に重点的に取り組んでおり、今後さらにメディアコントロール活動の普及・拡大に向けて取組の強化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 こども育成課
社会を明るくする運動街頭啓発活動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会の実現を目指します。	継続	生涯学習スポーツ課
環境浄化活動の促進	青少年の健全育成に好ましい環境の実現に向けて、有害環境の排除・浄化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

4 子どもが心身ともに健やかで明るく育つまち

(1) 子どもや母親の健康の確保

《現状と課題》

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などの健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもとより家族全員で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。

《基本施策》

本市の健康づくりの指針である「第2次いきいき健康しらかわ21」の趣旨を踏まえ、子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる体制の整備を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を交付します。交付に際しては、母子健康手帳や妊産婦健康診査受診票の使い方の説明、市保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導等を行います。	継続	こども支援課
父子健康手帳の交付	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本や子どものこころと体の発達等が記載されている父子健康手帳を、母子健康手帳とあわせて交付します。	継続	こども支援課
妊産婦健康診査	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後1回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける方に対し、費用を助成します。	継続	こども支援課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども支援課

項目	内 容	区分	担当課等
産後ケア事業	出産後の、心身ともに不安定になりやすい時期に、産婦と乳児の健康管理及び保健指導を行う産後ケアサービス（宿泊ケア・日帰りケア）を提供することにより、自信を持って育児が行えるように支援します。	継続	こども支援課
乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	継続	こども支援課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び2歳児歯科健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	継続	こども支援課
乳幼児家庭訪問	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し親等へ健診の必要性について理解を促し、受診を勧めます。	継続	こども支援課
予防接種事業	感染の恐れがある疾病的発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、任意接種への費用を助成します。 また、先天性風しん症候群の発生の予防のため、妊娠を希望する女性やその配偶者を対象に風しん抗体検査及び予防接種の費用を助成します。	継続	健康増進課
育児支援事業【再掲】	育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。	継続	こども支援課

項目	内 容	区分	担当課等
母と子の健康づくり行事予定表の作成	住民へ分かりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した母と子の健康づくり行事予定表を作成し、配布します。	継続	こども支援課
子育てサロン推進事業【再掲】	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	継続	こども支援課
子育てスキルアップ事業	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や妊婦・乳幼児健診時での助言や集団指導、子育て教室や幼稚園・保育園等での保護者向け講演会を実施します。	新規	こども支援課

(2) 「食育」の推進

《現状と課題》

朝食欠食等の食生活の乱れによる心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめ、さまざまな分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

《基本施策》

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを促進するための各種事業に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
乳幼児健康診査の実施 【再掲】 母子健やか支援事業 【再掲】 すくすく広場の開催 【再掲】	離乳食・栄養指導の充実を図り、幼児食へのスムーズな移行と月齢に応じた食生活を支援します。 また、生活リズムを整え、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを周知します。	継続	こども支援課
保育園給食の充実	入園児童の健全な発育と食の習慣、知識を学ぶ食育の教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。入園児童が楽しく食事をとれるよう献立を工夫し、食育指導も積極的に行います。	継続	こども育成課
学校給食の充実	適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、生涯を通じて健康な生活を送るために、食事についての正しい理解と望ましい食習慣の形成を図るように支援します。	継続	健康給食推進室
食育指導	幼稚園、保育園を訪問し、正しい栄養の摂り方、望ましい生活習慣等が身につくよう支援します。	継続	こども支援課

(3) 思春期保健対策の充実

《現状と課題》

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら自立していく時期です。その過程で、悩みや不安などをもちやすく精神的にも不安定になりやすい時期であり、不満や悩み・ストレスが、不登校などの問題行動に結びつくこともあることから、適切な対応が必要となります。

この時期は、性についての関心が高まる時期です。思春期における心身の健康はもとより、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

《基本施策》

思春期の子どもに対して、心身の健康、性についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず、専門機関に相談するなど、ストレスを上手にコントロールできるよう支援します。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
心の健康に関する情報提供・知識の普及	各学校において心の健康づくりを一層推進していくために情報の提供を行います。 また、助産師の活用を図り命の大切さや思春期の体の変化等についての正しい知識の普及を図ります。	継続	学校教育課 こども支援課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課
ピアカウンセリングの実施	先進的に取り組んでいる学校の事例を小中学校に広め、より多くの学校で実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会など啓発の機会として活かします。 (※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話し合うことです。ピアとはここでは仲間と言う意味。「障がいについては障がい者こそが専門家」という考え方のもとに平等かつ対等に話し合います。)	継続	学校教育課

項目	内 容	区分	担当課等
「性に関する指導」の充実	性についての指導を充実させ、優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
たばこが健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学校において、たばこの健康への影響を指導していくとともに、小中連携した喫煙についての指導を養護教諭が中心となって計画的に実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
アルコールが健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学校において、アルコールの健康への影響を指導するとともに、小中連携した飲酒についての指導を実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
薬物乱用防止教育の推進	各学校において、県南保健福祉事務所と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、乱用薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。	継続	学校教育課

(4) 地域における小児医療体制の充実

《現状と課題》

周産期・小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、充実と確保に取り組むことが必要です。

《基本施策》

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域医療体制の整備を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
地域医療体制の整備	地域医療に関する啓発事業を実施するとともに、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会と連携を図り、医師の確保に努め、安定的・持続的な地域医療体制の整備を図ります。	継続	健康増進課
救急医療の充実	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。	継続	健康増進課
当番医等の情報提供	当番医の周知は、年間予定表や広報紙、ホームページ等で行います。	継続	健康増進課

(5) 不妊に関する相談支援

《現状と課題》

子どもを持つことを希望しながら子どもができないため、不妊治療を受ける方が多くなっています。不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談等を行う相談機会の確保が必要です。

《基本施策》

県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために治療費の一部を助成します。	継続	こども支援課

(6) 子どものすこやかな発育・発達支援の充実

《現状と課題》

子育てに関する悩みや気になることについては、子どもの発育・発達に関することが多く挙げられています。

子どものすこやかな成長のために、それらの支援を充実していくことが必要です。

《基本施策》

子どものすこやかな発育・発達を支援する事業に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
発達支援事業	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会、保育園・幼稚園の巡回相談を実施します。	継続	こども支援課
白河っ子応援事業【再掲】	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。	継続	こども支援課
口腔の健康管理	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	こども支援課 こども育成課 学校教育課

(7) 子どもの生きる力と思いやりを育む教育の充実

《現状と課題》

本市では、これまで小・中学校における教育目標を「社会の変化に適切に対応し、自ら考え主体的な判断に基づいた行動や表現ができる児童生徒の育成」として義務教育を推進してきました。今後も、この目標を継承しつつ、さらには児童生徒の「生きる力」を育み、たくましく豊かな人間の形成を目指していく必要があります。

また、幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期となることから、幼児の自発性を重視し、しつけや心の教育にも配慮した幼稚園それぞれの特色ある教育課程の編成や教育内容の充実と教職員の資質の向上を図るとともに、幼児教育の質的变化に伴う施設の整備やより充実した教育を行うための環境を整備する必要があります。

《基本施策》

次世代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすために、学校の教育環境等の整備に努めます。

《主な取組・事業》

① 確かな学力の向上

項目	内 容	区分	担当課等
基礎学力向上推進事業	年4回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、各校の足並みをそろえた取組を推進しています。市全体だけでなく、各学校の取組を個別に支援する体制を充実させることを目指します。	継続	学校教育課
国際理解教育の拡充	現在はALT（外国語指導助手）6名体制で英語教育の充実を図っています。小学校での英語活動への対応を工夫します。	継続	学校教育課
情報教育の充実	学習者用のコンピュータの計画的な更新を実施するとともに、校務用コンピュータの整備を進め、情報教育の充実を図ります。 また、情報モラル教育の充実のための研修を積極的に進めます。	継続	学校教育課

項目	内 容	区分	担当課等
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校生活のサポートのための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的に実施します。	継続	学校教育課
土曜学習推進事業	希望する小学生を対象として、土曜日に自主的な学習の場を提供する「土曜学習会」を市内6会場で実施し、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。	継続	学校教育課
子どもの読書活動推進事業の実施	策定済みの「第二次白河市子ども読書活動推進計画」に基づいた図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成並びに配置を促進するほか、ブックスタート事業による図書の配布、更には、学校と連携を図りながら読書の推進に努めます。 また、読書ボランティアの効率的な活用を進めます。	継続	図書館 こども育成課

② 豊かな心の育成

項目	内 容	区分	担当課等
道徳教育の充実	学校においては、特別の教科である道徳を要として、学校教育活動全体を通じて行うとともに、家庭と連携した道徳教育を展開します。	継続	学校教育課
学校図書館利活用推進事業の推進	市立図書館と連携して学校司書を全小・中学校へ配置し、学校図書館の有効活用を図り、本に親しむ子どもたちを増やします。	継続	学校教育課
多様な体験活動の推進	小学校では地域を知る活動を、中学校では職業体験等を行い、地域との関わりを持つ機会とします。	継続	学校教育課
白河市歴史・文化再発見事業	小学1年生から中学3年生に、系統的、体験的に、自分が生まれ育った白河の歴史、文化を知る機会を増やし、ふるさとに誇りを持てるようにします。	継続	学校教育課
図書館活動の推進	「おはなし会」等の子どもと本を結ぶ図書館行事や本の相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。	継続	図書館

項目	内 容	区分	担当課等
白河市歴史民俗資料の活用	特別企画展等を開催した際には、図録等を作成します。また、企画展のみならず、収蔵資料の目録や報告書の刊行など、広く市民への情報公開に努めます。	継続	文化財課
生徒指導体制の充実	生徒指導主事を中心に迅速な対応ができるよう体制づくりを進めます。	継続	学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	教師と児童生徒、児童生徒同士の良好な人間関係づくりに取り組み、いじめが発生しないように努めます。	継続	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQ-Uテストの活用を図り、学級の実態把握と対策に努めます。	継続	学校教育課
問題行動及び非行の防止	子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努めます。	継続	学校教育課
家庭・地域・関係機関との連携	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常的にあいさつや共同生活活動を充実させます。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課

③ 健やかな体の育成

項目	内 容	区分	担当課等
子どもの体力・運動能力向上事業の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において、コオーディネーショントレーニングを導入し、バランスよく体力・運動能力を高めるようにします。	継続	学校教育課 こども育成課
運動部活動の支援	地域人材との協力関係をつくることに加え、安心して活動に取り組めるよう体罰等の絶無を指導徹底します。	継続	学校教育課
食育事業の推進	<p>「早寝・早起き・朝ごはんの推進」を中心に、家庭に対し啓発するとともに協力を求めていきます。</p> <p>また、平成29年度に策定した第2次白河市食育推進計画に基づき、関係各課と連携し幼少期から自ら学ぶ機会の提供や若い世代への食育を推進します。</p>	継続	健康給食推進室 こども支援課 こども育成課 健康増進課
口腔の健康管理【再掲】	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	こども支援課 こども育成課 学校教育課

④ 信頼される学校づくり

項目	内 容	区分	担当課等
学校経営の充実	保護者や地域の方々がより授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。	継続	学校教育課
学校施設の有効活用	地域の要請に応じ、積極的に有効活用を図ります。	継続	学校教育課
学校運営協議会の活用	学校運営協議会の運営をより充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、学校評価が経営ビジョンに反映されるようにします。	継続	学校教育課
学校施設の整備	安全で豊かな学校環境を提供するために、老朽校舎の改修など、学校施設の整備を適切に行います。	継続	教育総務課
教職員の資質の向上	積極的に研修に取り組み、その成果を教員同士が共有できるようにします。	継続	学校教育課
安全管理の推進	毎月の安全の日に安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し児童生徒の事故防止に努めます。	継続	学校教育課

⑤ 幼児教育の充実

項目	内 容	区分	担当課等
3年保育の実施・充実	公立幼稚園8園、私立幼稚園5園すべてにおいて3年保育を実施しており、今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。	継続	こども育成課
教職員の資質の向上	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職教育を行い、園外研修についても積極的に参加します。	継続	こども育成課
教育環境の充実	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるよう、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。	継続	こども育成課
施設の整備	幼児教育の質的变化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。	継続	こども育成課
施設の維持管理	幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、施設の維持管理に努めるとともに、設備の充実を図ります。	継続	こども育成課
保育園、幼稚園と小学校の連携	教職員の交流に加え、「指導要録」や「保育要録」の記載事項での児童理解を深め連携を図ります。	継続	学校教育課 こども育成課
私立幼稚園への振興助成	私立幼稚園の幼児教育の振興を図るため、市内の各幼稚園に対し助成金の支給を行います。	継続	こども育成課
障がい児教育の充実	市内の幼稚園において心身の発達に不安のある子どもの教育相談や教育の充実に努めます。	継続	学校教育課 こども育成課

(8) 家庭や地域の教育力の向上

《現状と課題》

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援など、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要です。

さらに、子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で育んでいくことが必要です。

《基本施策》

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めて行きます。

《主な取組・事業》

① 家庭教育への支援の充実

項目	内 容	区分	担当課等
子育て学習講座事業の推進	「白河市幼・小・中・高 P T A の集い」と連携しながら、保護者等に対して家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を目指すとともに、父親の家庭教育参加の機会とします。	継続	生涯学習スポーツ課
家庭教育学級の開催	人間性豊かな子どもを育てる基盤となる家庭教育の充実に向けて、家庭教育学級を継続して実施します。	継続	生涯学習スポーツ課
ブックスタート事業	1歳児健康診査時に、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを実施し、母親等が絵本を通して子どもとの関わりを学ぶ機会を提供します。	継続	図書館

② 地域の教育力の向上

項目	内 容	区分	担当課等
コミュニティ活動への支援	コミュニティ活動を支援するために、出前講座の活用を促進します。	継続	生涯学習スポーツ課
子育て支援・地域活動事業【再掲】	市内の認可保育園12園で毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。	継続	こども育成課
学校施設の開放	スポーツの振興と地域行事への活用のため、学校施設開放事業を実施します。	継続	教育総務課
スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室に加え、幼児・児童を対象としたスポーツ教室を企画し、幼児期から身体を動かしスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツを通して親子の触れあいが図られる等の内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。	継続	生涯学習スポーツ課
スポーツ少年団活動への支援	スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心とし奉仕活動や文化活動を通して、心身の健全な育成が図られることから、スポーツ少年団本部加盟団体に対し、必要な支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
子ども会育成支援事業	「福島県子ども会安全会」の保険加入手続きを行います。	継続	生涯学習スポーツ課
「白河市幼・小・中・高PTAの集い」の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報交換や研修会を実施します。	継続	生涯学習スポーツ課
青少年育成関係団体への支援	ボーイスカウト福島連盟白河第1団の活動に対して支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課

項目	内 容	区分	担当課等
白河市体育協会活動の支援	各種スポーツ教室や市民総合体育大会の企画運営を行っており、幼児から高齢者までスポーツに親しむ機会を提供するとともに、家族ぐるみで参加できるスポーツのイベントを開催しています。さらなる活動充実のため、支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
総合型地域スポーツクラブの支援	クラブ運営は、地域住民の主体的な参加を通じて行われるため、地域住民の連携・協働を促し、公正で福祉豊かな地域社会を構築する上で重要な意義を有します。このため、クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河文化交流館の活用	次世代を担う子ども達に継続的に芸術文化に触れる機会を提供し、感動を体験させることは人材育成の面からも非常に効果があることから、日常的に芸術文化に触れ親しむ機会の拡充を図ります。 また、市内の保育園、幼稚園、小中学校等が授業又は大会、発表会等のために施設を利用する場合には、文化活動支援のため使用料を免除します。	継続	文化振興課

5 子どもたちの人権を尊重するまち

(1) 子どもの人権擁護

《現状と課題》

子どもの人権が守られ、心身のすこやかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく元気に育つまちを目指します。

《基本施策》

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりを推進します。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
子どもの人権等に関する普及啓発の促進	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」をもとに、各学校での実践につながるよう指導します。	継続	学校教育課 こども支援課
子どもの声を活かしたまちづくりの推進	まちづくりに子どもの意見や要望を反映するために、企画や意見の発表の場を提供できるよう環境整備に努めます。	継続	関係各課

(2) 児童虐待防止対策の充実

《現状と課題》

虐待を防止し、すべての子どもたちの健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくためには、児童虐待の背景は多岐にわたることを踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。このため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、地域住民等の地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することも必要です。

《基本施策》

すべての子どもたちの健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、児童虐待防止対策の充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
要保護児童対策地域協議会の推進	児童福祉法による法定協議会である「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取組を進めます。	継続	こども支援課
虐待の発生予防	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や養育者が精神的にも肉体的に最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。	継続	こども支援課
虐待の早期発見・早期対応	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、白河っ子応援センターにおける妊娠期からの切れ目ない支援の充実や幼稚園、保育園及び児童クラブ等との連携を図ります。	継続	こども支援課
虐待に関する相談支援体制の充実	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、令和元年9月に開所した児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。	継続	こども支援課

項目	内 容	区分	担当課等
ホームスタート事業 【再掲】	未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につなげる活動を支援します。	継続	こども支援課

(3) 子どもの立直り支援

《現状と課題》

犯罪、いじめ、児童虐待等、子どもが直接被害者となる事件・事故が増えて います。この立直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者 に対する助言等を学校など関係機関が連携し、きめ細かな支援を実施するこ とが必要です。

《基本施策》

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援 するため、関係機関と連携し相談体制の確立を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
相談体制の整備	被害を受けた子どもの早期発見と早 期対応に努めるとともに、立直りを支援 するため、関係機関と連携したきめ細か な相談体制の整備に努めます。スクール カウンセラーの派遣を今後も継続しま す。	継続	学校教育課 こども支援課

(4) 障がい児施策の充実

《現状と課題》

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、発達支援、障がい福祉サービスの充実、就学支援を含めた特別支援者対策の体制づくりなど、成長段階に適した支援策を推進することが必要です。

《基本施策》

障がい児の「社会参加と平等」を進めていくため、ライフステージに即した障がい児の療育体制の強化や障がい児やその親を支援する体制の強化を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内 容	区分	担当課等
療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するため、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。	継続	社会福祉課
障がい児の在宅生活支援	障がいを有する児童が地域生活をしやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 また、療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援などのサービスを提供すると共に、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するため障がい児相談を支援します。	継続	社会福祉課
就学前の障がい児の発達支援の無償化	子育て世帯を応援するため、3歳から5歳までの障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担を無償化します（令和元年10月1日～）。	新規	社会福祉課

項目	内 容	区分	担当課等
乳幼児の育成指導事業	乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対してその乳幼児の健やかな発達への支援を目的として、「のびのび教室」と「発達相談会」を実施します。	継続	こども支援課
特別児童扶養手当等の支給	20歳未満で身体又は精神に障がいを有する児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給します。 また、その障がいが重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童には障害児福祉手当が支給されます。	継続	こども支援課 社会福祉課
自立支援医療（育成医療）の助成	18歳未満（18歳以上は更生医療）の身体障がいのある児童で、障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。	継続	社会福祉課
補装具費の支給	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するため、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。	継続	社会福祉課
地域生活支援事業	単独では外出困難な障がい児が、社会生活上必要不可欠な余暇活動や社会参加等のための外出を支援するために、ガイドヘルパーによる移動の介助及び介護を伴う場合の移動支援や日中において監護する者がいないため、一時的に見守りが必要な児童や日常的に介護している家族等の一時的休息を計るための日中一時支援を提供します。 また、障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具の給付等を行います。	継続	社会福祉課
特別支援学級児童生徒の適正な就学	子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握、専門家等関係機関との連携に努めます。	継続	学校教育課

項目	内 容	区分	担当課等
特別支援教育の推進	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上のために研修の機会を持つとともに個別のかかわりへの支援をします。	継続	学校教育課

第5章 子ども・子育て支援事業に 係る量の見込みと提供体制
